

令和2年度 アシスタント職員(旧臨時職員・アルバイト)

の登録を希望する皆さんへ

1. アシスタント職員(旧臨時職員・アルバイト)登録とは

東村山市の業務に従事するアシスタント職員(旧臨時職員・アルバイト)をご希望の方は、「東村山市アシスタント職員登録申込書」に必要事項を記入の上、登録をしてください。必要に応じその中から選考し、勤務していただきます。なお、東村山市で既に専門職員・再任用職員として勤務している方は、アシスタント職員として勤務できませんので、ご注意ください。

2. 登録有効期間

登録有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間です。

期間途中での登録の終了・取消をされる方は、登録用紙の期限の欄にその旨記入をしてください。

※「東村山市アシスタント職員登録申込書」を提出いただく際は原則登録いただくご本人がお越し下さい。

3. 採用方法

必要に応じ、登録者名簿より選考し連絡いたします。登録をしていただいても、必ずしも採用があるとは限りません。なお、採用は勤務条件等による選考で、登録時の順番等によるものではありません。

4. 任用(勤務)期間

1回の任用期間は1年が限度となり、基本的には勤務の際にお渡しする「任用書」に記載されている期間をもって勤務終了となります。

5. 勤務条件等

仕事をお願いする際には、登録申込書の記載事項を参考にさせていただいた上で、各職場より直接、就業内容・報酬・勤務日・時間等勤務条件について連絡いたします。

職種・勤務時間などに制約のある方は登録申込書の「希望職種」及び「勤務条件等希望」欄に記入して下さい。

<社会保険・雇用保険>

勤務日数・時間・期間に応じて加入していただきます。

<有給休暇等>

あらかじめ指定された勤務日・時間を一定期間勤務する場合、勤務条件に応じて有給休暇等を付与します。

6. 資 格

登録には年齢を含め特に資格はいりませんが、職種によっては資格が採用の要件となるものもあります。(例:調理師・代替保育士・栄養士・保健師・看護師など)

お持ちの資格は、希望の職種以外でもぜひ登録申込書にご記入ください。

7. 職種及び報酬等

職種毎の報酬額は裏面のとおりのとおりとなります。

このほかに、通勤費報酬として一定の基準のもとに実費相当額を支給します。

【職種及び報酬】

| 職 種 | 2020 年度 時間単価 |
|------------------------------------------|-----------------|
| 1. 事務員・調理員・用務員・業務員・農業振興協力員 | 1,050円 |
| 2. 保育士(保育士補助)・児童クラブ補助員・プール水泳指導補助員・部活動補助員 | 1,100円 |
| 3. 調理師 | 1,070円 |
| 4. 11時間開所パート保育士(11時間開所パート保育士補助) | 1,140円 |
| 5. 代替保育士 | 1,160円 |
| 6. 土木作業員 | 1,200円 |
| 7. 栄養士・部活動指導員 | 1,330円 |
| 8. 文化財調査員 | 1,430円 |
| 9. 看護師・歯科衛生士・社会福祉士・管理栄養士・臨床心理士・公認心理師 | 1,670円 |
| 10. 介護認定調査員 | 1,690円 |
| 11. 保健師 | 1,740円 |
| 12. スポーツ医科学室栄養士 | 1,900円 |
| 13. スポーツ医科学室看護師 | 1,950円 |
| 14. 保健事業従事者 | 2,120円 |
| 15. 心理相談員母子保健事業従事者 | 2,300円 |
| 16. 女性相談員 | 2,500円 |
| 17. 訪問歯科診療事業従事者 | 3,500円 |

8. その他

- ・登録をしていただいた方で、住所・氏名等記載事項に変更のあった方、または登録を取消しされる方は、必ず人事課までご連絡下さい。
- ・調理、保育、土木作業等に携わる職をお願いする場合には、健康診断書の提出が必要になります。各職場より採用決定時に検査等の連絡をいたしますので、その指示に従ってください。
- ・任用期間中は、勤務状況について、人事評価を行っています。

【問い合わせ】

東村山市役所 総務部 人事課

電話 042-393-5111 (内線 2334)